

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>当契約は、試験検査機器の保守点検業務である。当該機器は、測定及び分析用の特殊精密機器で、当該機器に精通し、専門知識及び技術を備えている専門業者でなければ、保守点検することができない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当該機器は、(株)島津製作所製と日本電子(株)製のもので、すべて島津サイエンス西日本(株)岐阜営業所(現:島津サイエンス(株)岐阜支店)が納入したものである。同社は、岐阜県保健環境研究所が有する当該機器の保守及び修理が可能な県内唯一の代理店である。同機器部品は他社と互換性がなく、当該機器の構造等に精通し、専門知識を有するのは同社のみである。</p>